

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

熊本市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号に規定する特定住所変更」を「特定住所変更（法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更をいう。）」に、「同号に規定する継続入院等」を「継続入院等（同号に規定する継続入院等をいう。）」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項又は第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第4項を附則第2項とし、附則第5項から第8項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提出理由)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)による高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の一部改正に伴い、本市が保険料を徴収すべき被保険者の規定を整備するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。